ソフトフォン適合検査申請書

記入要領

平成25年4月

東日本電信電話株式会社

目次

１－１. ソフトフォン適合検査申請書（申請基本情報等） ・・・ １
１－２. ソフトフォン適合検査申請書（技術基準等への適合性確認） ・・・ ２

２－１. ソフトフォン概要説明書（お客様への配布方法等） ・・・ ３
２－２. ソフトフォン概要説明書（当該ソフトフォンの能力等） ・・・ ４
２－３. ソフトフォン概要説明書（汎用端末に求める条件） ・・・ ５
２－４. ソフトフォン概要説明書（必須条件の担保方法） ・・・ ６
２－５. ソフトフォン概要説明書（改ざん防止措置） ・・・ ７
２－６. ソフトフォン概要説明書（ライセンス数管理、利用停止機能） ・・・ ８

３. 接続系統図 ・・・ ９

４－１. 試験結果報告書A（試験環境１） ・・・１０
４－２. 試験結果報告書A（試験環境２） ・・・１１
４－３. 試験結果報告書A（試験環境構成） ・・・１２

５－１. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の2 基本的機能） ・・・１３
５－２. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の3 発信の機能） ・・・１４
５－３. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の3 発信の機能 ） ・・・１５
５－４. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の3 発信の機能 ） ・・・１６
５－５. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の3 発信の機能 ） ・・・１７
５－６. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の3 発信の機能 ） ・・・１８
５－７. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の4 識別情報登録 ） ・・・１９
５－８. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の4 識別情報登録 ） ・・・２０
５－９. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の4 識別情報登録 ） ・・・２１
５－１０. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の5 ふくそう通知） ・・・２２
５－１１. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の6 緊急通報機能） ・・・２３
５－１２. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の8 送出電力） ・・・２４
５－１３. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の8 送出電力） ・・・２５
５－１４. 試験結果報告書C（データコネクト端末等） ・・・２６

６. 表記内容変更申請書 ・・・２７

１－１．ソフトフォン適合検査申請書（申請基本情報等）

[記入例]

1. 申請年月日
・申請書類をNTT東日本に提出する年月日を記入して下さい。

2. 接続希望年月日
・ソフトフォンを配布する予定年月日を記入して下さい。

ソフトフォン用

検査様式 1

ソフトフォン適合検査申請書

下記の通りNTT東日本回線（ひかり電話網）に接続された汎用端末に対して、お客様がダウンロード等により インストールして利用するひかり電話用ソフトウェア（ソフトフォン※）について、ソフトフォン適合検査申請を行います。
※ データコネクト機能を有するソフトウェアを含みます。

記

1. 申請年月日 2012 年 4 月 1 日　　2. 接続希望年月日 2012 年 5 月 1 日

3. ソフトフォン適合検査申請者

会社・団体名 ○○○ソフトウェア株式会社 営業部門 第○営業担当	氏名 ソフトフォン 太郎
連絡先住所 〒○○○-○○ 東京都○○区○○ ○-○-○ e-mail ○○phone@○○.○○	電話 （ 03 ）○○○○－○○○○

4. 協力機関からの請求書送付先

会社・団体名	氏名
連絡先住所 同上	電話 （ ） －

5. お客様からの問合せ先

問合せ先名称 ○○○ソフトウェアサポートセンタ	
公式ＨＰ http://www.・・・ e-mail □□phone@○○.○○	電話 （ 03 ）○○○○－○○○○

6. ソフトフォン名称等　※ソフトフォン名称欄及びソフトフォンベンダ様名の記載内容が検査合格後、当社ホームページに公示されます
ソフトフォン名称にバージョン情報が含まれる場合は、（バージョン）の記載は重複情報になるため不要です

ソフトフォンの名称（バージョン）	ソフトフォンベンダ様名
○○○フォン （Ｖｅｒ１．０）	○○○ソフトウェア（株）

7. 申請種別

○	新規申請
	再申請　既検査合格番号 （ ）

8. 申請書添付資料一覧表

	添付資料名	備　考
○	1. ソフトフォン概要説明書	
○	2. 接続系統図	
○	3. 試験結果報告書	
○	4. お客様向けマニュアル（インストール方法、操作方法）	・○○○フォンインストールマニュアル（案） ・○○○フォン取扱説明書（案）
―	5. その他 （ ）	

9. 技術基準／技術的条件等への適合性
(1) ソフトフォン端末（※）の接続点　※・・・ソフトフォンをインストールした端末機器

	回線設備の終端装置（ONU）に直接接続して利用することが可能
○	ソフトフォン端末とONUとの間に他の端末機器（以下、構内ＩＰ交換機等）が介在することを前提に利用することが可能 〔構内ＩＰ交換機等の種類〕 ○ NTT東日本レンタル物品（ひかり電話対応ルータ） その他（ ）

3. ソフトフォン適合検査申請者
・NTT東日本および協力機関からの問合せ窓口の方を記入して下さい。

4. 協力機関からの請求書送付先
・請求書の送付先を記入して下さい。
３項と全て同じ情報の場合は、住所欄に「同上」と記入して下さい。

5. お客様からの問合せ先
・公式ホームページのURL、電話番号、及びe-mailアドレスを記入して下さい。
本情報は「公式ホームページ」「お客様からのお問い合わせ先」等として検査合格後に公示されます。

6. ソフトフォン名称等
・ソフトフォンの名称、検査を受けるバージョン、ソフトフォンベンダ様名（社名）を記入して下さい。
本情報は検査合格後に「ソフトフォン名称・バージョン（提供会社名）」として検査合格後に公示されます。

7. 申請種別
・新規の申請の場合は、「新規申請」の左欄に○を記入して下さい。
・既に検査合格したことがあるソフトフォンの再申請の場合は、「再申請」の左欄に○を記入の上、「既検査合格番号」を記入して下さい。

8. 申請書添付資料一覧表
・本申請書に添付する資料の左欄に○を記入して下さい（１～４の資料は必ず添付して下さい）。
・その他の資料の添付があれば、「５．その他」に資料名称を記入し、備考欄に資料概要を記入して下さい。

9. 技術基準／技術的条件等への適合性
（１）ソフトフォン端末の接続点
・ＮＴＴ東日本の回線設備に直接接続する場合は、上欄に○を記入して下さい。
・ＯＮＵとの間に構内ＩＰ交換機等が介在する場合にのみソフトフォンが動作する場合は、下欄に○を記入して下さい。
この場合、構内ＩＰ交換機等の種類を選択の上、当社レンタル物品（ひかり電話対応ルータ）以外の場合は「その他」欄に機種名を記入して下さい。

１－２．ソフトフォン適合検査申請書（技術基準等への適合性確認）

[記入例]

(2)　ソフトフォン端末の種類

汎用端末・構内ＩＰ交換機等の条件	ソフトフォン端末１	ソフトフォン端末２	備考
汎用端末のOSの種類（対応するOS全てを記入）	OS-A，OS-B，OS-C		ＯＳのバージョン更新に追従します。
構内ＩＰ交換機等の種類	ひかり電話対応ルータ		
その他（　　）			

(3)　技術基準／技術的条件　適合性検査表

『端末設備等規則』（昭和60年郵政省令第31号）の一部条文見出し		ソフトフォン端末１ チｪｯｸ	ソフトフォン端末１ 備　考	ソフトフォン端末２ チｪｯｸ	ソフトフォン端末２ 備　考
技術基準	第32条の2　基本的機能	○			
	第32条の3　発信の機能	―	自動再発信を実装していないため		
	第32条の4　識別情報登録	―	ひかり電話対応ルーターに登録するため		
	第32条の5　ふくそう通知機能	○			
	第32条の6　緊急通報機能	○			
	第32条の8　ｱﾅﾛｸﾞ電話端末等と通信する場合の送出電力	○			
技術的条件	第35条　特殊な端末設備				
	第8条、第12条 ﾃﾞｰﾀｺﾈｸﾄ端末等	―	呼制御信号と連携したデータ通信機能なし		

［ﾁｪｯｸ欄凡例］　○：基準を満足する　×：基準を満足しない　―：対象外（理由を備考欄へ明記）

(4)　ソフトウェア　適合性検査表

技術基準／技術的条件 以外の条件	ソフトフォン端末１ チｪｯｸ	ソフトフォン端末１ 備　考	ソフトフォン端末２ チｪｯｸ	ソフトフォン端末２ 備　考
ハードウェア等必須条件の規定	○			
必須条件を満たさない汎用端末へのインストール防止措置（その他これに準じる措置）	○			
インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置	○			
配布済みソフトフォンの管理	○			

［ﾁｪｯｸ欄凡例］　○：基準を満足する　×：基準を満足しない　―：対象外（理由を備考欄へ明記）

注意事項

1．ソフトフォン端末が、技術基準／技術的条件等に適合しないと認められない場合は、ソフトフォン適合検査は合格となり、当該ソフトフォンを当社ホームページで公示いたします。（電気通信事業法施行規則第３２条第１項第４号）
2．ソフトフォン端末が、技術基準／技術的条件等に適合しない場合はＮＴＴ東日本回線（ひかり電話網）への接続はできません。なお、ソフトフォン適合検査の一環として現品検査をお願いする場合があります。
3．ソフトフォン端末に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合は、立ち入り検査等を行うことがあります。その結果必要と認めるときは公示取消、損害賠償請求を行います。（電気通信事業法第６９条）
4．ソフトフォン適合検査の合格通知は、申請したソフトフォンのバージョン提供期間中は保存願います。
5．本検査で合格となったソフトフォンの以下の事項につきましては、当社ホームページ等にて公示いたします。
　①ソフトフォン名称（バージョン）　②ソフトフォンベンダ様名　③ソフトフォンに関するお客様からの問合せ先　等
6．本検査は、申請書等に基づき、ＮＴＴ東日本の回線へ接続するための技術基準／技術的条件等への適合性を検査したものであり、ソフトフォンおよびソフトフォン端末の品質・性能を保証するものではありません。

NTT東日本記入

検査合格番号

検査結果	検査実施年月日	ソフトフォン適合検査実施部署
合格・不合格	年　月　日	所属：NTT東日本ITｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ部 技術部門 企画担当 担当者：

9.（2）ソフトフォン端末の種類
・汎用端末や構内ＩＰ交換機等の条件により、９（３）および（４）の適合性が異なる場合は、別のソフトフォン端末として記入して下さい。
〔注〕ＯＳの種類を追加した場合については再申請が必要です。但し、ＯＳバージョンの更新にあわせ、ソフトフォンベンダ様にて９（３）および（４）の適合性を担保するよう追従して追加開発する場合は、「表記内容変更申請（検査様式２）」により、公示したソフトフォンのバージョンの変更に対応致します。

9.（3）技術基準／技術的条件 適合性検査表
・ソフトフォン端末が技術基準等の各項目への適合性について、試験の結果をもとにチェック欄に○、×を記入して下さい。
・対象外の項目についてはチェック欄に「－」を記入の上、その理由を備考欄に記入して下さい。

9.（4）技術基準／技術的条件以外 適合性検査表
・ソフトフォン端末が技術基準等以外の各項目への適合性について、試験の結果をもとにチェック欄に○、×を記入して下さい。
・対象外の項目についてはチェック欄に「－」を記入の上、その理由を備考欄に記入して下さい。

注意事項
・本欄は必ずご確認願います。

NTT東日本記入
・本欄は記入しないで下さい。

２－１．ソフトフォン概要説明書（お客様への配布方法等）

[記入例]

ソフトフォン概要説明書

ソフトフォンの名称（バージョン）	ソフトフォンベンダ様名
○○○フォン　（Ｖｅｒ１．０）	○○○ソフトウェア（株）

１．用途および特徴

○○○フォンは、・・・

1. 用途および特徴
・ソフトフォンについて、用途および特徴を具体的に記入して下さい。

２．適用回線

音声利用IP通信網サービス（ひかり電話）の利用可能な回線の種類は以下の通りです。

	第１種サービス	接続契約者回線等相互間において、内線通信機能の利用により内線番号を用いた通信を行うことが可能なもの（ひかり電話ビジネスタイプ）
	第２種サービス（タイプ１）	第1種サービス又は第3種サービス以外のもの（Ｂフレッツに係るもの）
○	第２種サービス（タイプ２）	第1種サービス又は第3種サービス以外のもの（フレッツ光ライトまたはフレッツ光ネクストに係るもの）
	第３種サービス	契約者回線の終端が音声利用IP通信網サービス取扱所内となるもの（ひかり電話ナンバーゲート）
○	データコネクト	第２種サービス（タイプ２）第３種サービスに係る通信で、その通信に係る通信種別が符号のみによるもの

2. 適用回線
・ソフトフォンが接続可能なひかり電話の回線の種類全てに○を記入して下さい。
・データコネクトを利用可能なソフトフォンは「データコネクト」の左欄に○を記入して下さい。

３．ひかり電話をご利用のお客様への配布方法

（１）配布方法

配布の方法		備考
○	お客様は、インターネット経由でダウンロードすることにより、ソフトフォンのインストール実行ファイルを取得することができます。	インストール実行ファイルは以下よりダウンロードできます。 http://www.・・・
	お客様は、当社が配布するCD-ROM等により、ソフトフォンのインストール実行ファイルを取得することができます。	
	その他（　　）	

3. ひかり電話をご利用のお客様への配布方法
（1）配布方法
・お客様へ配布する方法に該当する欄へ○を記入して下さい。
・その他の方法で配布する場合は、「その他」の左欄に○を記入の上、配布方法を記入して下さい。

（２）お客様情報の取得

お客様がソフトフォンを利用するにあたって、お客様に求める情報は以下の通りです。

お客様情報の取得		備考
取得しない	氏名	ソフトフォン自体の不具合発生時の管理は、8項により実施
取得しない	メールアドレス	
取得しない	住所	
その他	必須（　　） 任意（　　）	

3.（2）お客様情報の取得
・お客様情報を取得する場合は、取得する事項を記入して下さい。
・その他の項目がある場合は、その他欄に必須・任意に分けて記入して下さい。

２－２．ソフトフォン概要説明書（ソフトフォンの能力 等）

[記入例]

4. ソフトフォンの機能、能力（１)番号数･セッション数･メディアストリーム数
・番号数　利用可能な番号数を記入して下さい。
・同時接続セッション数　同時に接続できるセッション数を記入して下さい。
・同時利用メディアストリーム数　同時利用できる１セッションあたりのメディアストリーム数を記入して下さい。

４．ソフトフォンの機能・能力

（１）番号数・セッション数・メディアストリーム数

番号数等	利用可能数		備考
番号数（OAB-J番号／内線番号等）	1	番号	
同時接続セッション数	1	セッション	
同時利用メディアストリーム数	1	ｽﾄﾘｰﾑ/ｾｯｼｮﾝ	

（２）主な機能

通信方法・通信ルート・接続手順等に関わる主な機能（例：ワンタッチダイヤル、リダイヤル等）を記入して下さい。

主な機能名		備考
1	自動応答機能	特定の番号からの着信に自動応答する。
2	音声電話	音声のみで通話する機能
3	テレビ電話	音声および映像で通話する機能
4		
5		

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

4.（２)主な機能
・ソフトフォンで実装する主な機能について記入して下さい。

（３）ＡＰＩ（※）の実装状況　※アプリケーションプログラムインタフェース

○	①本ソフトフォンは、他のアプリケーションから本ソフトフォンを制御可能なAPIを実装している。
	②本ソフトフォンは、他のいかなるアプリケーションからの制御も受けない。 （以下の記入は不要）

4.（３)APIの実装状況
・ソフトフォンで実装する、ＡＰＩの実装状況を記入して下さい。
・他のソフトウェアから制御可能なＡＰＩを実装している場合は①に○を記入して下さい。
・①を選択した場合は、次項にて必要情報を記入して下さい。

①で○を選択した場合、以下にAPIを用いて提供可能となる機能について記入して下さい。

IF名	提供機能名	機能の概要
API1	発信操作画面 起動機能	HTMLに埋め込まれた特定のリンクをクリックすると、○○○フォンのダイヤル画面が起動し、電話番号を自動入力できる。 （但し、発信操作については手動で発信ボタンを押下する）
API2		
API3		

・他のアプリケーションから操作可能な「提供機能名」と「機能の概要」を記入して下さい。機能の概要には、利用シーンが分かるよう具体的に記入して下さい。

２－３．ソフトフォン概要説明書（汎用端末に求める条件）

[記入例]

５．汎用端末に求める条件

（１）必須条件と推奨条件

○	汎用端末に求める条件（必須条件、推奨条件）を定め、お客様に通知している。

要求度	ハードウエア条件	OS1	OS2	OS3	OS4
必須	OS	OS-A	OS-B	OS-C	
推奨	CPU要件	●●CPU ●GHz以上	●●CPU ●GHz以上	●●CPU ●GHz以上	
推奨	メモリ容量	●MB以上	●MB以上	●MB以上	
推奨	HDD空き容量	●MB以上	●MB以上	●MB以上	

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

<<通知方法>>

以下の２通りの方法で周知致します。
・ホームページへの記入
（http://www.○○○.・・・　を予定。画面イメージを添付します。）
・お客様向けマニュアルへの記入
（○○○フォンインストールマニュアル（案）Ｐ○参照）

5.汎用端末に求める条件
（１）必須条件と推奨条件
・汎用端末に求める条件を定め、お客様に通知している場合は、本欄に○を記入して下さい。

・ＯＳの種類ごとに、汎用端末に求める条件を必須・推奨に分けて記入して下さい。
・ソフトフォンが動作するために必要なアプリケーション等があれば、行を追加して記入して下さい。

5.（１）<<通知方法>>
・お客様への通知方法を具体的に記入して下さい。

２－４．ソフトフォン概要説明書（必須条件の担保方法）

[記入例]

（２）必須条件の担保方法

汎用端末が必須条件を満足することを担保する方法を記入願います。

○	汎用端末へのインストール実行ファイルが改ざんされないための技術的な措置（その他これに準じる措置）を講じています

<<概要>>

サポート対象外のOSにインストールしようとした場合は
「お客様がお使いのパソコンのＯＳには○○○フォンをインストールできません。」
のメッセージを表示し、インストールを中断する。
メッセージの画面イメージは以下の通り。

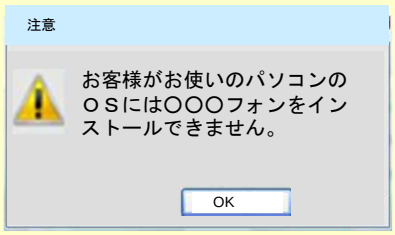

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

5.（２）必須条件の担保方法
・必須条件を満足しない汎用端末へのインストール防止措置を講じている場合、本欄に○を記入して下さい。

5.（２）<<概要>>
・必須条件を満足しない汎用端末へのインストール防止措置について具体的に記入して下さい。
・インストール防止時に画面表示される場合は、表示画像を貼付けて下さい。

６．構内ＩＰ交換機等
（ひかり電話の回線の終端とソフトフォン端末との間に介在する機器）

○	ひかり電話網に接続可能な構内ＩＰ交換機等（ひかり電話対応ルータ等）について、お客様に通知しています。
	構内ＩＰ交換機等を介さずにひかり電話網に接続します。（以下の記入は不要）

<<通知方法>>

以下の２通りの方法で周知致します。
・ホームページへの記入
（http://www.○○○.・・・　を予定。画面イメージを添付します。）
・お客様向けマニュアルへの記入
（○○○フォンインストールマニュアル（案）Ｐ○参照）

6. 構内IP交換機等
・構内ＩＰ交換機等を介してひかり電話網に接続する場合は、対応する構内ＩＰ交換機等についてお客様に通知しているかを明記して下さい。

6. <<通知方法>>
・お客様への通知方法を具体的に記入して下さい。

２－５．ソフトフォン概要説明書（改ざん防止措置）

[記入例]

７．ソフトウェア改ざん防止措置

（１）インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置

○	汎用端末へのインストール実行ファイルが改ざんされないための技術的な措置を講じています。

<<概要>>

インストール実行ファイル（Setup.exe）にデジタル署名を付与し改ざんを防止する。

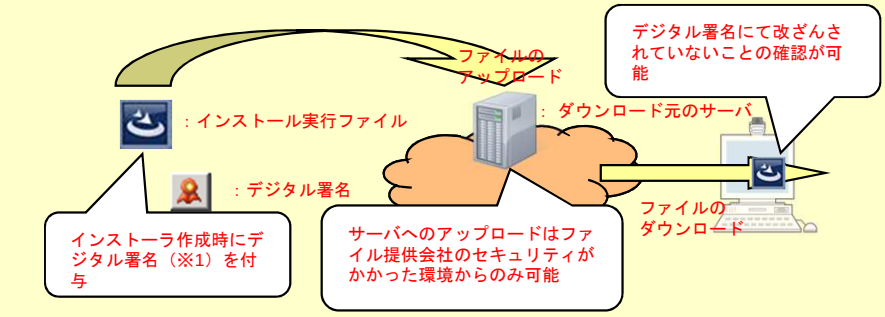

※1　デジタル署名の詳細 （○○○社）

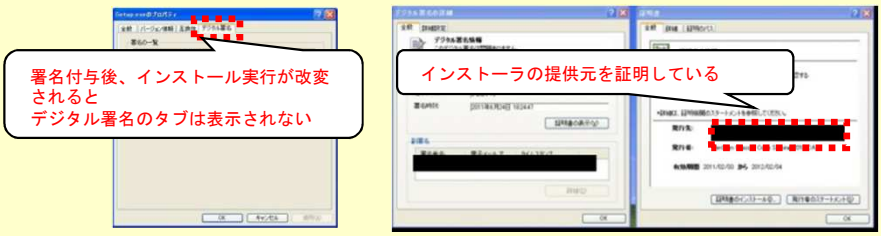

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

（２）インストールしたソフトフォンに対する改ざん防止措置

○	汎用端末へインストールしたソフトフォンの改ざんを困難とするための措置が講じられています。

<<概要>>

プログラム言語としてはコンパイラ型を用いており、バイナリファイルからの
逆コンパイルが困難な仕様である。

プログラム言語の種類

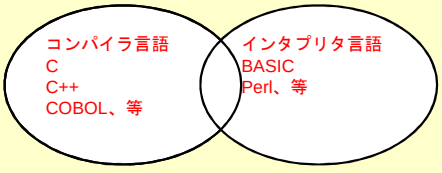

コンパイラ型言語とバイナリの関係

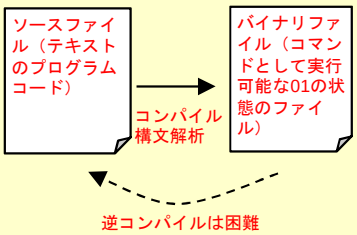

プログラム言語にはコンパイラ型とインタープリタ型があり、インタープリタ型はソースファイルのソースコードを実行時にオブジェクトコードに変換しながら動作しているため、オブジェクトコードからソースの解析が容易である。
一方コンパイラ言語では文法が一意ではなく、ポインタだけの演算や複数変数が同じメモリ領域を使うことができるため、バイナリファイルからのソースファイルへの逆コンパイル自体が技術的に困難であることに加え、逆コンパイルには何の言語のコンパイラかを特定する必要がある。

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

7.ソフトウェア改ざん防止措置
（１）インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置
・インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置を講じている場合、左欄に○を記入して下さい。

7.（１）<<概要>>
・インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置を具体的に記入して下さい。

7.（２）インストールしたソフトフォンに対する改ざん防止措置
・インストールしたソフトフォンに対する改ざん防止措置を講じている場合、本欄に○を記入して下さい。

7.（２）<<概要>>
・インストールしたソフトフォンに対する改ざん防止措置の具体的な内容を記入して下さい。

２－６．ソフトフォン概要説明書（ライセンス数管理、利用停止機能）

[記入例]

８．配布済みソフトフォンの管理

（１）利用者数等の把握

○	ソフトフォンのライセンスを管理し、バージョン毎の利用者数等を把握することが出来ます。

※本機能を実装しない場合、（２）の利用停止機能の実装で代替することができる。

<<概要>>

アクティベートライセンス管理機能
・お客様は、初回起動時および利用開始後３ヶ月ごとのアクセス時に強制的にアクティベートＵＲＬにアクセス
・アクティベートＵＲＬへのアクセスログが保管されており、バージョン毎の利用者数を把握可能

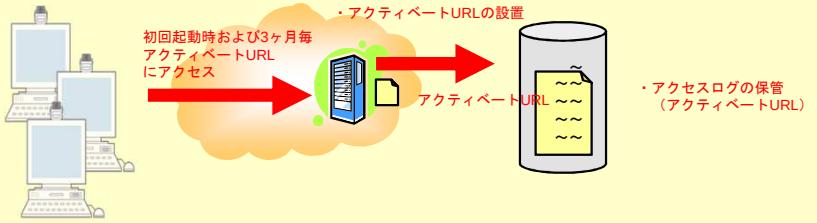

取得パラメータ

	ヘッダ名	設定内容	備考
パラメータ	○○○○	ソフトウェアコード等	expireチェック開始の引数にて指定された、配布したソフトウェア単体に関連しているコードを設定する。
	△△△△	端末のバージョン	expireチェック開始の引数にて指定された、○○○フォンのバージョン番号（文字列）を設定する。
	××××	×××	×××××××

３．接続系統図

[記入例]

試験時の接続系統図

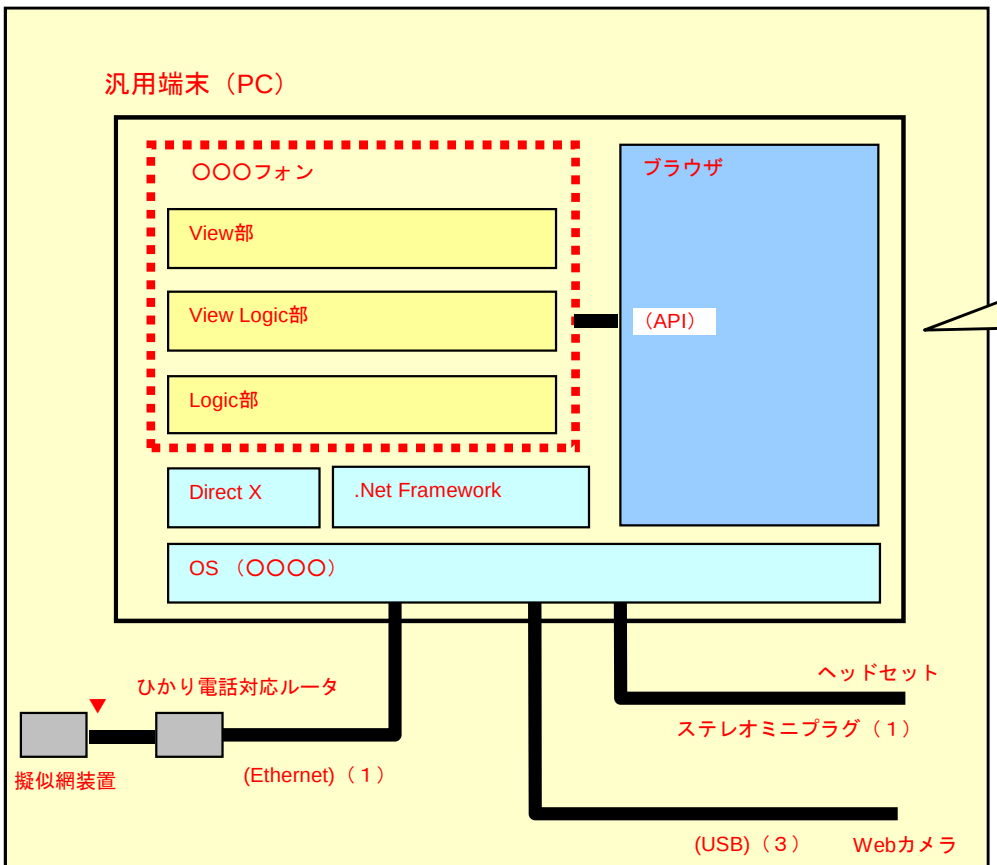

試験時の接続系統図
・ソフトウェア機能部間の関連について記入して下さい。
・下の注意書きに記入された内容について、明記して下さい。

・インターネット接続が必要　・音声入出力機能が必要　・IP v 6の利用環境が必要
・APIは電話番号の受け渡しのみを行い、発信操作は〇〇〇フォンの手動となる。

・・・申請範囲

▼　・・・回線設備との分界点

【注】
・端末設備等規則第３条の分界点を”▼”として記入すること。
・”申請製品の範囲”を点線で囲むこと。
・各インタフェースおよび回線数を括弧内に記入すること。
・図面中の較正物品等は「試験結果報告書 A 試験環境」に詳細を記入すること。
・ソフトフォンがひかり電話を利用するために必須となる機器等があれば、その旨必ず記入すること。
・汎用端末に外部インタフェース（マイク端子等含む）を有することが想定される場合は、その構成も含めて記入すること。
・内線構成品（ソフトウェア含む）がある場合は記入すること。

４－１．試験結果報告書Ａ（試験環境１）

[記入例]

試験結果報告書Ａ　試験環境

１．試験環境構成物品

試験を実施した環境の構成物品は以下の通りです。

(1)　汎用端末

A1：汎用端末	名称、概要　等				
機器名　（品名）	●●●（●●●）				
使用電源	AC100V				
OS	ＯＳ－Ａ、ＯＡ－Ｂ、ＯＳ－Ｃ				
CPU	●●ＣＰＵ				
メモリ	2GB				
ハードディスク空き容量	1.5TB				
IF種別	IF名	規格	IF数		
通信インタフェース	通信インタフェース	Ethernet（1G）	×	1	個
			×		個
			×		個
外部インタフェース	USBインタフェース	USB2.0	×	3	個
	マイクインタフェース	ミニステレオプラグ	×	1	個
	スピーカインタフェース	ミニステレオプラグ	×	1	個
	画面出力インタフェース		×		個
			×		個
			×		個
			×		個
			×		個
Ｄ認定取得状況	技術基準適合認定番号又は設計認証番号（ DOO-OOOOOOO ）				

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

(2)　アプリケーションによる機能提供

アプリケーション名	提供機能名	機能の概要
●●ブラウザ	発信操作画面起動機能	HTMLに埋め込まれた特定のリンクをクリックすると、〇〇〇フォンのダイヤル画面が起動し、電話番号を自動入力できる。 （但し、発信操作については手動で発信ボタンを押下する）

1．試験環境構成物品
（１）汎用端末
・試験を実施した際の汎用端末について記入して下さい。
・試験は「ソフトフォン概要説明書５（１）」に記入した全てのＯＳについて実施して下さい。
※ＯＳの種類によらず試験結果が同一であれば、ＯＳの種類毎の試験結果報告書Ｂの提示は不要です。

・試験を実施した汎用端末が実装している「通信インタフェース」および「外部インタフェース」を記入して下さい。

・汎用端末が取得している認定・認証番号を記入して下さい。

1．（２）アプリケーションによる機能提供
・試験環境において、当該ソフトフォン以外に利用したアプリケーションがある場合、アプリケーション名・提供機能・機能概要を記入して下さい。
・該当するアプリケーションがなければ、「アプリケーション名」欄に「なし」と記入して下さい。

４－２．試験結果報告書Ａ（試験環境２）

[記入例]

(3)　汎用端末の付属構成品（マイク、スピーカ等）

付属構成品	名称(品名)	個　数			機器の概要(接続の方法)
A1-1	○○カメラ	×	1	個	Webカメラ（接続IF:USB接続）
A1-2	○○ﾍｯﾄﾞｾｯﾄ	×	1	個	イヤホンマイク（接続IF:3.5mmステレオミニプラグ）
A1-3		×		個	
A1-4		×		個	
A1-5		×		個	
A1-6		×		個	

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

(4)　その他の機器（ルータ、対向端末等）

付属構成品	名称(品名)	個　数			機器の概要(接続の方法)
A2	ひかり電話対応ルータ（XXXX）	×	1	個	NTT東日本からフレッツ光ネクストのひかり電話契約者に提供されるひかり電話対応ルータ（接続IF:Ethernet(RJ45)）
A3	アナログ電話器（YYYY）	×	1	個	○○フォンをインストールした端末機器と対向する電話器（接続IF:RJ11）
A4		×		個	
A5		×		個	
A6		×		個	

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

2. 測定器、擬似網装置

試験に用いた測定器、擬似網装置は以下の通りです。

測定器	名称（品名）	メーカ名	製造番号	較正年月日／較正機関	測定した条項
B1	○○アナライザ（aaaa）	ＡＡＡＡ社	ＸＸＸＸ	（較正対象外）	32条の2, 4, 5, 6
B2	○○オシロ（bbbb）	ＢＢＢＢ社	ＹＹＹＹ	2012/01/01　／　○○社	32条の8
B3					

擬似網装置	名称（品名）	メーカ名	製造番号	較正年月日／較正機関	測定した条項
N1	○○シミュレータ（cccc）	ＣＣＣＣ社	ＺＺＺＺ	（較正対象外）	32条の2, 4, 5, 6, 8
N2					
N3					

○	試験に用いた測定器等は較正等を受けたものを使用した。

※較正等を受けたことを示す書類を添付すること。

1.（３）汎用端末の付属構成品（マイク、スピーカ等）

・試験において利用した付属構成品を記入して下さい。
・付属構成品と汎用端末との接続の方法を記入して下さい。

1.（４）その他の機器（ルータ、対向端末等）

・試験で利用したネットワーク機器を記入の上、汎用端末との接続方法を記入して下さい。
・構内IP交換機等の種類によらず試験結果が同一であれば、構内IP交換機等の種類毎の試験結果報告書Bは不要です。（当社レンタル物品の「ひかり電話対応ルータ」は、機種によらず、適用回線の種類ごとに同一と見なします）

2. 測定器、擬似網装置

・試験に用いた測定器について、名称、メーカ名、製造番号、較正年月日/ 較正機関、測定した条項について記入して下さい。

・較正等を受けた測定器等をしようして試験を行った場合は、左欄に○を記入して下さい。

４－３．試験結果報告書Ａ（試験環境構成）

[記入例]

３．試験環境構成

試験を実施した環境の構成物品は以下の通りです。

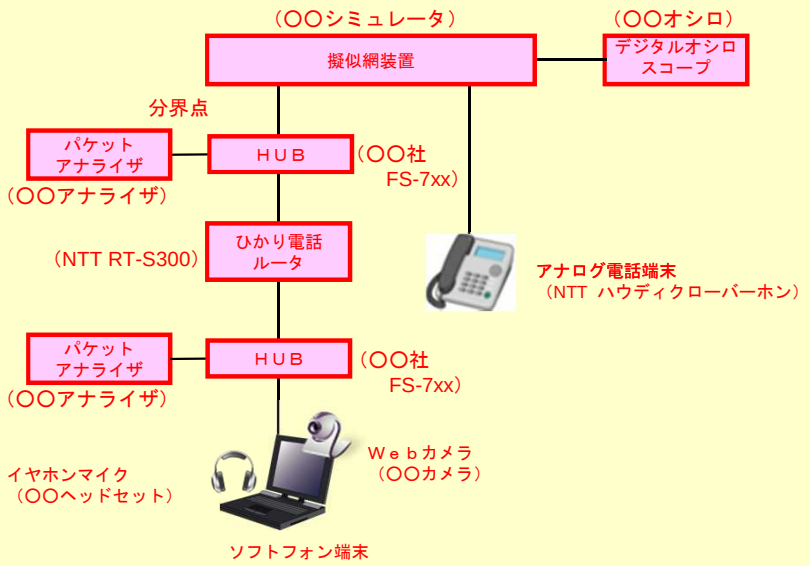

【試験手順】

※ソフトフォン端末とアナログ電話端末との間で発着信を行い、その通信をパケットアナライザおよびデジタルオシロスコープで測定した。

測定実施年月日　20XX年　XX月　××日

〔注〕　構内ＩＰ交換機等を介してひかり電話網に接続する場合、試験結果報告書Ｂに添付するパケットアナライザを用いた測定データは、分界点（回線の終端点の下部）において測定したものが必要です。但し、ＮＴＴ東日本および協力機関より、ソフトフォン端末と構内ＩＰ交換機等の間における測定データを求められた場合には、あわせて提出していただきます。

3. 試験環境構成

・試験環境の構成について、ソフトフォン端末、擬似網装置、測定器等を、具体的に記入して下さい。

測定実施年月日

・本年月日について、較正期間内に実施されていることを確認すること。

５－１．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の2 基本的機能）

[記入例]

試験結果報告書Ｂ　試験結果

端末設備等規則	第32条の二	基本的機能

インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。
一　発信又は応答を行う場合にあっては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出するものであること。
二　通信を終了する場合にあっては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージ（次条において「通信終了メッセージ」という）を送出するもあること。

１．動作モードの確認
申請したソフトフォン端末の動作モードを選択して下さい。

○	発着両用機		発信専用機		着信専用機

1. 動作モードの確認
・ソフトフォンをインストールして通話できるよう設定後、動作モードを選択し、○を記入して下さい。

２．呼の取り扱い
以下のメッセージを送出する場合は“○”を記入して下さい。

呼設定	○	呼設定メッセージ（INVITE）
	○	応答メッセージ（200 OK）
呼切断	○	呼切断メッセージ（BYE）
	○	応答メッセージ（200 OK）
呼取消し	○	呼消去メッセージ（CANCEL）
	○	応答メッセージ（200 OK）

※メッセージが送出されていることを示す測定データを添付して下さい。

2. 呼の取り扱い
・呼設定、呼切断、呼取消しの各動作において、各メッセージが送出される場合は左欄に○を記入して下さい。

上記のメッセージを送出しない場合があれば、メッセージごとに理由を記入して下さい

送出しないメッセージ	
理由:	

・上記のメッセージに送出しないメッセージがある場合、そのメッセージの名前と送出しない理由を記入して下さい。

３．試験方法
項番３の確認を実施するにあたり、該当する測定方法に“○”を記入して下さい。

○	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。 ①測定回路、②測定方法

※ＮＴＴ東日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

3. 試験方法
・総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
・総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

５－２．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の3 発信の機能）

[記入例]

端末設備等規則	第３２条の三	発信の機能（通信終了メッセージの送出タイミング）

第３２条の三　インターネットプロトコル電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。
一　発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼の設定を行うためのメッセージ送出終了後二分以内に通信終了メッセージを送出するものであること。

１．自動的な応答確認機能
発信に際して、相手の端末設備からの応答を自動的に確認する機能を実装していますか。

	実装している
○	実装していない（以下の記入は不要）

２．自動的な応答確認機能を実装している場合、相手不応答時には二分以内に呼終了メッセージを送出する設計とするよう端末設備等規則に記入されております。
（１）相手不応答の場合
相手不応答の場合、呼の設定メッセージ送出後何秒で通信終了メッセージを送出する設定となっているか設計値と測定結果を記入して下さい。
なお、設計値を変更できる場合は変更可能範囲を明記し、最長設計値にて測定を実施して下さい。

状態 ： 相手先不応答時の場合					
設計値				測定値	
	固定式		秒		秒
	可変式	～	秒		秒
		測定範囲:	秒毎	（測定値:	秒）

※測定データを添付して下さい。

（２）相手先話中および通信中の場合
相手先話中および通信中の場合、呼の設定メッセージ送出後何秒で通信終了メッセージを送出する設定となっているか設計値と測定結果を記入して下さい。
なお、設計値を変更できる場合は変更可能範囲を明記し、最長設計値にて測定を実施して下さい。

状態 ： 相手先話中および通信中の場合					
設計値				測定値	
	固定式		秒		秒
	可変式	～	秒		秒
		測定範囲:	秒毎	（測定値:	秒）

※測定データを添付して下さい。

（３）設計値が変更されないための担保方法

	ソフトウェアにより設計値（とその範囲）が固定されており、お客様は変更ができません。
	その他：

３．試験方法
項番２の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に”○”を記入して下さい。

	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。①測定回路、②測定方法

※ＮＴＴ東日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

1. 自動的な応答確認機能
・相手の端末設備からの応答を自動で確認する機能を実装している場合は上欄に○を記入して下さい。
・機能を実装していない場合は、下欄に○を記入して下さい。

2.（１）相手先不応答の場合
・相手不応答の場合、呼設定メッセージを送出後に、何秒で通信終了メッセージを送出するかについて、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

2.（２）相手先話中および通信中の場合
・相手先話中および通信中の場合、呼設定メッセージ送出後何秒で通信終了メッセージを送出するか、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

2.（３）設計値が変更されないための担保方法
・ソフトウェアにより設計値が固定されている場合、上欄に記入願います。
・それ以外の方法の場合、その他欄に記入願います。

3. 試験方法
・総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
・総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

５－３．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の3 発信の機能）

[記入例]

端末設備等規則	第32条の三	発信の機能（自動再発信：3分2回/15回以内）

第３２条の三
二　自動再発信を行う場合（自動再発信の回数が15回以内の場合を除く。）にあっては、その回数は最初の発信から三分間に二回以内であること。この場合において、最初の発信から三分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。

１．自動再発信機能の有無
申請したソフトフォン端末において自動再発信機能を実装していますか。

	自動再発信機能を実装している
○	自動再発信機能を実装していない（以下の記入は不要）

1. 自動再発信機能の有無
・申請を行ったソフトフォン端末が、自動再発信機能を実装している場合は、上欄に○を記入して下さい。
・機能を実装していない場合は、下欄に○を記入して下さい。

２．自動再発信機能の方式
自動再発信機能を実装している場合、３分間で２回以内しか発信できない仕様であるか、機器として１５回以内しか再発信ができない仕様となっているか、どちらかの条件を満たしている必要があります。どの方式の自動再発信機能を実装しているか記入して下さい。

	3分2回以内方式		15回以内方式		両方の方式

2. 自動再発信機能の方式
・申請を行ったソフトフォン端末の、自動再発信機能の仕様を選択して下さい。
・該当する欄に○を記入して下さい。

３．３分２回以内方式を実装している場合
（１）相手先不応答の場合
自動再発信の間隔のタイマー値、或いは、自動再発信の回数が固定・可変設定であるかを確認し、設計値と測定値を記入して下さい。タイマー値が可変である端末の場合は、最短値に設定して測定願います。

状態 ： 相手先不応答時の場合

再発信タイマー値

		設計値		測定値	
	固定式		秒		秒
	可変式	～	秒	（設定: 秒）	秒

自動再発信回数

		設計値		測定値	
	固定式		回		回
	可変式	～	回	（設定: 回）	回

※測定データを添付して下さい。

3. 3分2回以内方式を実装している場合（１）相手先不応答の場合
・3分2回以内の自動再発信間隔のタイマー値設定が可能な場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。
・自動再発信の回数の固定･可変設定ができる場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

（２）相手先話中および通信中の場合

状態 ： 相手先話および通信中の場合

再発信タイマー値

		設計値		測定値	
	固定式		秒		秒
	可変式	～	秒	（設定: 秒）	秒

自動再発信回数

		設計値		測定値	
	固定式		回		回
	可変式	～	回	（設定: 回）	回

※測定データを添付して下さい。

3. 3分2回以内方式を実装している場合（２）相手先話中および通信中の場合
・ 3分2回以内の自動再発信間隔のタイマー値設定が可能な場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。
・自動再発信の回数の固定･可変設定ができる場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

（３）設計値が変更されないための担保方法

	ソフトウェアにより設計値（とその範囲）が固定されており、お客様には変更ができません。
	その他

3.（３）設計値が変更されないための担保方法
・ソフトウェアにより設計値が固定されている場合、上欄に○を記入願います。
・それ以外の方法の場合、下欄に○を記入の上、その他欄に担保方法を記入願います。

５－４．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の3 発信の機能）

[記入例]

４．１５回以内方式を実装している場合

（１）相手先不応答の場合

自動再発信の回数が、固定設定、可変設定であるかを確認し、設定値と測定値を記入して下さい。
また、再発信回数が所定最大値となった場合の解除方法を合わせて記入して下さい。

状態 ： 相手先不応答時の場合						
自動再発信回数						
	設計値			測定値		
	固定式		回		回	
	可変式	～	回	（設定： 回）	回	
再発信回数が所定最大値となった場合の解除方法						
	手動による発信					
	その他（ ）					

※測定データを添付して下さい。

4. 15回以内方式を実装している場合
（1）相手先不応答の場合

・15回以内の自動再発信間隔のタイマー値設定が可能な場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。
（タイマー値が変更可能な場合は、最短値に設定して測定して下さい。）
・自動再発信の回数の固定・可変設定ができる場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

（２）相手先話中および通信中の場合

自動再発信の回数が、固定設定、可変設定であるかを確認し、設定値と測定値を記入して下さい。
また、再発信回数が所定最大値となった場合の解除方法を合わせて記入して下さい。

状態 ： 相手先話中および通信中の場合						
自動再発信回数						
	設計値			測定値		
	固定式		回		回	
	可変式	～	回	（設定： 回）	回	
再発信回数が所定最大値となった場合の解除方法						
	手動による発信					
	その他（ ）					

※測定データを添付して下さい。

4. 15回以内方式を実装している場合
（2）相手先話中および通信中の場合

・15回以内の自動再発信間隔のタイマー値設定が可能な場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。
（タイマー値が変更可能な場合は、最短値に設定して測定して下さい。）
・自動再発信の回数の固定・可変設定ができる場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

（３）設計値が変更されないための担保方法

	ソフトウェアにより設計値（とその範囲）が固定されており、お客様には変更ができません。
	その他：

4.（3）設計値が変更されないための担保方法

・ソフトウェアにより設計値が固定されている場合、上欄に〇を記入願います。
・それ以外の方法の場合、下欄に〇を記入の上、その他欄に担保方法を記入して下さい。

５．試験方法

項番３・４の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に”〇”を記入して下さい。

	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。①測定回路 ②測定方法

※ＮＴＴ東日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

5. 試験方法

・総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に〇を記入して下さい。
・総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に〇を記入して下さい。

５－５．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の3 発信の機能）

[記入例]

端末設備規則	第32条の三	発信の機能（自動再発信：外部インターフェース）

６．ソフトフォンの動作に影響を与える外部インタフェース（又はＡＰＩ）の有無
「発呼コマンド等の送出機能を持つ装置やアプリケーション」が「外部インタフェース」又は「ＡＰＩ」を通じてソフトフォンの呼制御に影響を与えることのできる機能を実装していますか。

○	実装している
	実装していない（以下の記入は不要）

外部インタフェース又はＡＰＩのインタフェース種別および名称、並びにこれに接続可能な端末機器、他の通信回線又は他のアプリケーションを記入して下さい。「その端末機器、通信回線およびアプリケーションからの発信要求に対する本号の規定を担保する方法」の該当欄を選択して下さい。（記入欄が不足する場合は、別紙を作成願います。）
※「試験結果報告書 Ａ 試験環境１（１）、（２）」・「ソフトフォン概要説明資料４（３）」に記載したもの全てについて記入して下さい。

外部インタフェース名／ＡＰＩ名（その１）	ＡＰＩ１	発信操作画面起動機能
接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーション	ブラウザ	
○	１．発信要求に応じる機能がありません。	
	２．既認定装置のみを接続し、その装置の指示に従って発信します。	
	３．接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前３項と同様に規制します。	
	４．接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前４項と同様に規制します。	
	５．接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対する規制方法を、前２項～４項に示します。	
	６．	

外部インタフェース名／ＡＰＩ名（その１）		
接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーション		
	１．発信要求に応じる機能がありません。	
	２．既認定装置のみを接続し、その装置の指示に従って発信します。	
	３．接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前３項と同様に規制します。	
	４．接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前４項と同様に規制します。	
	５．接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対する規制方法を、前２項～４項に示します。	
	６．	

外部インタフェース名／ＡＰＩ名（その１）		
接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーション		
	１．発信要求に応じる機能がありません。	
	２．既認定装置のみを接続し、その装置の指示に従って発信します。	
	３．接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前３項と同様に規制します。	
	４．接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前４項と同様に規制します。	
	５．接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対する規制方法を、前２項～４項に示します。	
	６．	

６．ソフトフォンの動作に影響を与える外部インタフェースの有無
・発呼コマンド等の送出機能を持つ装置（又はアプリケーション）が、外部インタフェース（又はAPI）を通じて、ソフトフォンの呼制御に影響を与える可能性のある場合は上欄に○を記入して下さい。
・可能性がない場合は、下欄に○を記入して下さい。

６．外部インタフェース又はAPIごとに接続される機器又は
・「外部インタフェース／API」欄にはインタフェース種別と名称、「これに接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーション」欄には接続されるものを記入の上、該当する欄に○を記入して下さい。
（記入欄が不足する場合は、別紙を作成願います。）

５－６．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の3 発信の機能）

[記入例]

端末設備等規則	第３２条の三	発信の機能（自動再発信：緊急自動再発信）

第３２条の三
三　前号の規定は、火災、盗難、その他の非常の場合にあっては、適用しない。

1．緊急自動再発信機能の有無

（１）相手先不応答の場合

緊急メッセージ（火災、盗難等）において自動再発信する機能の有無を記入して下さい。

状態　：　相手先不応答時の場合	
緊急メッセージ（火災、盗難など）を自動再発信する機能の有無	
	有り
○	無し　（以下の記入は不要）
緊急通報先	
	110番
	118番
	119番
	その他（　　）
自動発報の契機	
	火災警報センサー動作時
	盗難防止センサー動作時
	その他（　　）
緊急自動再発信パターン	
緊急自動再発信パターンを示して下さい。	発報時間：発信～相手応答確認の時間　（　　）秒
	停止時間：相手応答確認～再発信の時間　（　　）秒
	繰り返し周期：発報時間＋停止時間　（　　）秒
	緊急自動発信最大回数　（　　）回
緊急自動再発信パターンが上記以外の場合	緊急通報自動再発信パターンを示す資料を添付して下さい。

1．緊急自動再発信機能の有無
（１）相手先不応答の場合
（緊急メッセージ）
・緊急メッセージにおいて自動再発信する機能を実装している場合は上欄に○を記入して下さい。
・実装していない場合は下欄に○を記入して下さい。
（緊急メッセージ有りの場合）
・発信できる全ての緊急通報先に○を記入して下さい。その他があればあわせて記入して下さい。
（自動発報の契機）
・自動発報される契機に該当する欄に○を記入して下さい。その他があればあわせて記入して下さい。
（緊急自動再発信パターン）
・緊急自動再発信を行う場合、表に示した時間について、試験結果を記入して下さい。

（２）相手先話中および通信中の場合

相手が通話中および通信中の場合における、（１）と同内容を記入して下さい。

状態　：　相手先話中および通信中の場合	
緊急メッセージ（火災、盗難など）を自動再発信する機能の有無	
	有り
○	無し　（以下の記入は不要）
緊急通報先	
	110番
	118番
	119番
	その他（　　）
自動発報の契機	
	火災警報センサー動作時
	盗難防止センサー動作時
	その他（　　）
緊急自動再発信パターン	
緊急自動再発信パターンを示して下さい。	発報時間：発信～相手応答確認の時間　（　　）秒
	停止時間：相手応答確認～再発信の時間　（　　）秒
	繰り返し周期：発報時間＋停止時間　（　　）秒
	緊急自動発信最大回数　（　　）回
緊急自動再発信パターンが上記以外の場合	緊急通報自動再発信パターンを示す資料を添付して下さい。

1.（２）相手話中および通信中の場合
・（1）と同様の要領で記入して下さい。

５－７．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の4 識別情報登録）

[記入例]

端末設備等規則	第３２条の四	識別情報登録

第三十二条の四　インターネットプロトコル電話端末のうち、識別情報（インターネットプロトコル電話端末を識別するための情報をいう。以下同じ。）の登録要求（インターネットプロトコル電話端末が、インターネットプロトコル電話用設備に識別情報の登録を行うための要求をいう。以下同じ。）を行うものは、識別情報の登録がなされない場合であって、再び登録要求を行おうとするときは、次の機能を備えなければならない。

一　インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信する場合にあっては、当該待機時間に従い登録要求を行うための信号を送信するものであること。

二　インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信しない場合にあっては、端末設備ごとに適切に設定された待機時間の後に登録要求を行うための信号を送信するものであること。

１．ネットワークへの識別情報の登録機能の有無

（１）識別情報の登録先

停電などの障害から復旧した時に、IP電話端末から登録要求が一斉にネットワーク（インターネットプロトコル電話用設備）に要求されることが想定され、これによりネットワーク側の設備が端末登録のために高負荷となり、最悪の場合はネットワークがふくそう状態となる可能性があります。ソフトフォンが登録する識別情報の登録先を選択して下さい。

	①ソフトフォン端末は、ネットワークに対して直接、識別情報の登録を行う。
○	②ソフトフォン端末は、ネットワークに対して直接は、識別情報の登録を行わない。

※ネットワークに識別情報の登録設定を直接行う場合は、本確認項目の対象外となります。

（２）ネットワークへの識別情報登録がないことの担保

（１）の設問において②を選択した場合、確認した方法を記入して下さい。

○	ソフトフォンの動作条件としてソフトフォン端末とネットワークとの間に構内IP交換機等が必要であり、ソフトフォン端末が、構内IP交換機等へのみ登録要求を上げ、ネットワークまで登録要求があがらないことを確認した。
	その他：

※ソフトフォン端末から送出された識別情報登録がネットワークまで登録要求があがらないことを示す測定データを添付して下さい。

２．識別情報登録機能の実装状況確認

以下の３パターンについて試験結果を記入して下さい。

（１）Retry-Afterヘッダを含むエラーレスポンスを受信した場合

Retry-Afterヘッダを含むエラーレスポンスを受信した場合	
登録ＩＰアドレス	
試験で利用したエラーレスポンス	

再登録要求のタイミング

	指定したタイミング	測定値
ケース1	60 秒	秒
ケース2	180 秒	秒
ケース3	600 秒	秒

お客様への通知方法 ※1

		設計動作	実動作
	可視表示 ※1		
	可聴音 ※2		
	その他		

※測定データを添付して下さい。

1．ネットワークへの識別情報登録の有無
（１）識別情報の登録先

①ソフトフォンが識別情報登録をネットワークに対して直接行う場合は上欄に○を記入して下さい。

②ネットワークとの間に介在する、構内IP交換機等の機器に登録する場合の様に、ネットワークに対して直接登録しない場合は下欄に○を記入して下さい。

1．（２）ネットワークへの識別情報登録がないことの担保

（１）において、②と回答した場合は、構内IP交換機等の機器に登録する場合は上欄、その他の場合は下欄を選択の上、具体的な理由を記入して下さい。

2．識別情報登録機能の実装状況確認
（１）Retry-Afterヘッダを含むエラーレスポンス

・Retry-Afterヘッダを含むエラーレスポンスを受信した場合、表内に記入された項目について、試験結果を記入して下さい。

・お客様への通知方法については、当てはまるものを全て選択して下さい。

５－８．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の4 識別情報登録）

[記入例]

（２）Retry-Afterヘッダを含まないエラーレスポンスを受信した場合

Retry-Afterヘッダを含まないエラーレスポンスを受信した場合			
登録ＩＰアドレス			
試験で利用したエラーレスポンス			
再登録要求のタイミング			
		設計値※3	測定値※3
	固定値	秒	1回目：　秒
			2回目：　秒
			3回目：　秒
	ランダム値	～　秒	1回目：　秒
			2回目：　秒
			3回目：　秒
お客様への通知方法 ※1			
		設計動作	実動作
	可視表示 ※1		
	可聴音 ※2		
	その他		

※測定データを添付して下さい。

2.（２）Retry-Afterヘッダを含まないエラーレスポンスを受信した場合

・Retry-Afterヘッダを含まないエラーレスポンスを受信した場合、再登録要求を行うタイミングの取り方として該当する方式（固定値、ランダム値）に〇を記入の上、設計値、実測値を記入して下さい。

・お客様への通知方法については、当てはまるものを全て選択して下さい。

（３）登録要求に対するレスポンスがない場合

登録要求に対するレスポンスがない場合			
登録ＩＰアドレス			
登録要求の再送			
	最大時間	最大時間 （間隔：　秒、　秒、　秒、　秒、　秒、　秒、　秒、　秒）	
再登録要求のタイミング			
		設計値 ※4	測定値 ※4
	固定値	秒	1回目：　秒
			2回目：　秒
			3回目：　秒
	ランダム値	～　秒	1回目：　秒
			2回目：　秒
			3回目：　秒
お客様への通知方法 ※1			
		設計動作	実動作
	可視表示 ※1		
	可聴音 ※2		
	その他		

※1　通知方法がランプの場合　：色と点滅・点灯等種別を記入
　　通知方法がディスプレイ表示の場合　：文言を記入
※2　通知方法がトーンの場合　：周波数と間隔を記入
　　通知方法がガイダンスの場合　：文言を記入
※3　エラーレスポンスの受信時間から再登録要求の送信時間までの間の時間
※4　登録要求の再送の送信時間から再登録要求の送信時間までの間の時間
※5　測定データを添付して下さい。

2.（３）登録要求に対するレスポンスがない場合

・この場合について、（２）と同様の要領で記入して下さい。

５－９．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の4 識別情報登録）

[記入例]

端末設備等規則	第３２条の四	識別情報登録（非常の場合）
２　前項の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあっては、適用しない。		

３．火災、盗難その他の非常の場合の動作
　火災、盗難その他の非常の場合に限り、網からの待機時間の指定の有無に係わらず識別情報登録を行う場合は”○”を記入して下さい。

×	火災、盗難その他の非常の場合に限り、網からの待機時間を示す信号の受信の有無に係らず識別情報登録を行います。

※”○”を記入した場合は測定データを添付して下さい。

４．試験方法
　項番１・２の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に”○”を記入して下さい。

	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
○	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。 ①測定回路、②測定方法

※ＮＴＴ東日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

3. 火災、盗難その他の非常の場合の動作
・火災、盗難その他の非常の場合に限り、第32条の四第１項第一号、二号に規定された、網からの待機時間の指定の有無に係らず、識別情報登録を行う場合には、左欄に○を記入して下さい。

4. 試験方法
・総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
・総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

５－１０．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の5 ふくそう通知）

[記入例]

端末設備等規則	第３２条の五	ふくそう通知機能
第三十二条の五 インターネットプロトコル電話端末は、インターネットプロトコル電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない。		

１．ふくそう通知機能の実装状況
ふくそうが発生している旨をどのようにしてお客様へ通知する機能を実装しているか。

お客様への通知方法

			実動作
	可視表示	ランプ ※1	
		マニュアル等への記載　※３	
		ディスプレイ　※２	
		Warning399あり	
	可聴音	トーン	
		マニュアル等への記載 ※３	
		ガイダンス　※２	ただいまおかけになった電話は大変混み合っております。しばらくたってからおかけ直し下さい。
○		Warning399あり	ただいまおかけになった電話は大変混み合っております。しばらくたってからおかけ直し下さい。（Warning399メッセージの内容に依存しません）
	後位端末のお客様にふくそう状態を通知するための信号を送出　※４ （後段にIP電話端末を収容するソフトフォン）		

※1 色と点滅・点灯等種別を記入すること。
※2 ディスプレイ／ガイダンスの文言を記入すること。
（ガイダンスやディスプレイ表示において複数種類が想定される場合は、全ての文言を記入願います。）
※3 マニュアル等への記載の場合は、マニュアルを添付すること。
※4 後位にIP電話端末を収容可能なソフトフォンは必ず記入の上、測定データを添付して下さい。

２．試験方法
項番２の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に”○”を記入して下さい。

	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
○	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。①測定回路、②測定方法

※ＮＴＴ東日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

1. ふくそう通知機能の実装状況
・ふくそうが発生している旨を、どのようにお客様に通知しているかを選択し、○を記入して下さい。
・○を記入した項目について、具体的な実動作を記入して下さい。
・複数ある場合は、全てのパターンを記入して下さい。

2. 試験方法
・総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
・総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

５－１１．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の6 緊急通報機能）

[記入例]

端末設備等規則	第３２条の六	緊急通報機能

第三十二条の六
　インターネットプロトコル電話端末であって、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

≪参考：緊急通報の定義≫
第十二条の二
・・・電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報（以下「緊急通報」という。）・・・

１．通話機能の実装状況
（１）通話機能の有無
　申請ソフトフォン端末は通話の用に供するか否かについて、選択して下さい。

○	①申請ソフトフォンは、通話の用に供する。
	②申請ソフトフォンは、通話の用に供しない。（以下の記入は不要）

（２）発信可能な緊急機関
（１）で①を選択した場合、発信可能な緊急機関を選択して下さい。

○	１１０　（警察）
○	１１８　（海上保安庁）
○	１１９　（消防並びに救急）
	着信専用のため本機能なし

※測定データを添付して下さい。

２．試験方法
　項番１（２）の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に”○”を記入して下さい。

○	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。①測定回路、②測定方法

※ＮＴＴ東日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

1. 通話機能の実装状況
（1）通話機能の有無
・通話の用に供する場合は上欄に○を記入して下さい。
・通話の用に供しない場合は、下欄に○を記入して下さい。

1.（2）発信可能な緊急機関
・緊急機関への発信可否について、試験した結果を記入して下さい。
・着信専用端末の場合は、一番下の欄に○を記入して下さい。

2. 試験方法
・総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
・総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

５－１２．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の8 送出電力①）

[記入例]

端末設備等規則	第３２条の八	アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力①

第３２条の八　インターネットプロトコル電話端末がアナログ電話端末等と通信する場合にあっては、通話の用に供する場合を除き、インターネットプロトコル電話用設備とアナログ電話用設備との接続点においてデジタル信号をアナログ信号に変換した送出電力は、別表第五号のとおりとする。

別表第五号　インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力（第３２条の８、第３４条の６関係）

項目	インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力
送出電力	－３ｄＢｍ（平均レベル）以下

注１　平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル（実効値）とする。
２　送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備とインターネットプロトコル電話用設備又は総合デジタル通信用設備との接続点において、アナログ信号を入出力とする二線式接続に変換し、平衡６００オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。
３　ｄＢｍは、絶対レベルを表す単位とする。

１．アナログ電話端末等との通信

アナログ電話端末等と相互通信機能の有無	○	G.711 μ-lawにより、IP電話網・アナログ電話網等を経由してアナログ電話端末等と相互に通信する機能がある。
		上記の機能はありません。（以下の記入は不要）
ソフトフォンの内部音源の送出有無	○	ソフトフォンの内部に音源を保持しており、対向するアナログ電話端末等に対して音声信号を送出する機能があります。
		上記の機能はありません。
ソフトフォンの外部音源の送出可否	○	汎用端末に内蔵された音源（ソフトフォンの内部音源を除く）、又は、汎用端末の端子やコネクタに接続された音源を、対向するアナログ電話端末等に対して音声信号を送出する機能があります。
		上記の機能はありません。

２．音源の種類
（１）ソフトフォンの内部音源
ソフトフォンの内部に保持された音源は、以下の通りです。

DTMF 、 保留音

（２）ソフトフォン外部の音源
ソフトフォン外部から入力される音源として想定されるものは、以下の通りです。

PCに接続されるマイク等の音源

1. アナログ電話端末等との通信
・以下の機能について、実装している場合は上欄、していない場合は下欄に○を記入して下さい。
①アナログ電話端末等との相互通信機能の有無
②ソフトフォンの内部音源の送出有無
③ソフトフォンの外部音源の送出可否

2. 音源の種類
（1）ソフトフォンの内部音源
・想定されるソフトフォンの内部音源を全て記入して下さい。

2.（2）ソフトフォンの外部音源
・想定されるソフトフォンの外部音源を全て記入して下さい。

５－１３．試験結果報告書Ｂ（試験結果：第32条の8 送出電力②）

[記入例]

３．測定結果

音源の種類で選択した全ての音源に対して測定した結果（最悪値）は以下の通りです。

NO.	音源名	送出電力	NO.	音源名	送出電力
1	保留音	-22 dBm			dBm
2	DTMF	-4.69 dBm			dBm
		dBm			dBm
		dBm			dBm
		dBm			dBm
		dBm			dBm

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

【測定にあたっての注意】

注：測定する信号形式は次を原則とします。

ａ．モデム信号を送出する場合は、通信方式（オリジネート、アンサー別）・変調方式ごと、フォールバック速度を含む通信速度ごとに、測定すること。

ｂ．任意の音源（メッセージ等）が作り出せる場合は、目的に合ったメッセージを一般的な方法で録音し、蓄積した状態を設定して測定すること。

ｃ．固定的な信号源（保留音メロディ等）は、それを用いることとし、複数の音源がある場合は最もレベルの高いものを用いて、測定すること。

ｄ．ＤＴＭＦ信号を自動的に送出する場合は、各信号（０～９，＊、＃およびＡからＤ）を測定すること。なお、ＤＴＭＦ信号として手動で送出する場合は、測定不要。

ｅ．その他の信号については、機器の目的に応じた信号源を用いること。

ｆ．送出電力調整機能を有する場合は、最大送出電力に設定して測定すること。

４．試験方法

項番３の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に”○”を記入して下さい。

○	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。①測定回路、②測定方法

※ＮＴＴ東日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

５．送出電力調整機能

（１）送出電力調整機能の有無

○	送出電力調整機能を有している。
	送出電力調整機能を有していない。

（２）調整方法、調整可能範囲等

調整機能が有効となる音源、並びに、調整方法、設定可能範囲、調整ステップは以下の通りです。

NO.	音源名	調整方法	調整可能範囲	調整ステップ
1	通話音声（端末との相互通信機能）	①音声検出を行う。ノイズレベル（定常的信号）を推定し、このノイズレベルを超える信号を音声として検出 ②音声と判別された区間の信号を、時間平均し、音声の平均レベルを求める。 ③②で求めた音声の平均レベルが、適正レベルより大きい場合に、利得を下げ、小さい場合には、利得をあげるように、信号に乗じるゲインを制御。 ・ゲイン値の設定（適正レベル-18dBFS）で平均レベルが-18dBFSとなるように、ゲイン値（瞬時値）を設定。急激なゲイン値の変更を防ぐため12dB/s相当の時定数でゲイン値を時間平均。	dB	dB
2	外部音源（機能的には通話音声と同義）		dB	dB
			dB	dB
			dB	dB
			dB	dB
			dB	dB
			dB	dB
			dB	dB
			dB	dB
			dB	dB

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

送出電力調整方法がソフトウェアによる場合で、かつ、申請機器自体が供給電流等により自動調整する場合やEnd to Endの信号により調整する場合等、その調整レベルが固定されない場合は、その調整方法を記述すること。

3. 測定結果

・２で記入した全ての音源に対して、音源名と送出電力の測定結果を記入して下さい。

2. 試験方法

・総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。

・総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

5. 送出電力調整機能

（1）送出電力調整機能の有無

・ソフトフォンのソフトウェア機能として、送出電力調整機能の実装状況を選択し○を記入して下さい。

（2）調整方法、調整可能範囲等

・送出電力調整機能を実装している場合、具体的にどのように調整を行うかを記入して下さい。

・音源により調整方法が異なる場合については、パターンごとに調整方法を記入して下さい。

５－１４．試験結果報告書Ｃ（データコネクト端末等）

[記入例]

端末設備等の接続の技術的条件	第２章 第８条 第４章 第１２条	データコネクト端末等
第８条　メタリックインタフェースを用いるデータコネクト端末等の基本的機能および発信の機能等については、端末設備等規則第３２条の２、第３２条の３、第３２条の４、第３２条の７を準用します。 第１２条　光インタフェースを用いるデータコネクト端末等の基本的機能および発信の機能等については、端末設備等規則第３２条の２、第３２条の３、第３２条の４、第３２条の７を準用します。		

１．基本的機能　第３２条の二 関係

○	「試験結果報告書Ｂ 試験結果 端末設備等規則 第３２条の二」と同一のため、同第３２条の二に係る試験結果の添付を省略します。

２．発信の機能　第３２条の三 関係

○	「試験結果報告書Ｂ 試験結果 端末設備等規則 第３２条の三」と同一のため、同第３２条の三に係る試験結果の添付を省略します。

３．識別情報登録　第３２条の四 関係

○	「試験結果報告書Ｂ 試験結果 端末設備等規則 第３２条の四」と同一のため、同第３２条の四に係る試験結果の添付を省略します。

１．基本的機能 第32条の二関係
・データコネクトと音声通話の両方の通信機能を有するソフトウェアであり、かつ試験結果報告書Ｂ「端末設備等規則第３２条の二」と同じ試験結果となる場合、左欄に○を記入して下さい。試験結果が異なる場合は、○を記入せず、データコネクトの試験結果を添付して下さい。

２．発信の機能　第32条の三関係
３．識別情報登録　第32条の四関係
・１と同様の要領で記入して下さい。

・１～３の全てが○の場合は記入を省略することができます。
・×を記入した項目については、試験結果を記入して下さい。

試験結果報告書Ｂ　試験結果

端末設備等規則	第32条の二	基本的機能
インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。 一　発信又は応答を行う場合にあっては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出するものであること。 二　通信を終了する場合にあっては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージ（次条において「通信終了メッセージ」という）を送出するもあること。		

１．動作モードの確認
申請したソフトフォン端末の動作モードを選択して下さい。

	発着両用機		発信専用機		着信専用機

・
・
・

（以下、省略）

６．表記内容変更申請書

[記入例]

【検査様式2】　　申請日：2012 / 4 / ○○

表記内容変更申請書

【申請者情報】

【会社名】
○○○ソフトウェア株式会社 営業部門　第○営業担当

【連絡先：担当者名】
ソフトフォン　太郎

【連絡先：TEL】
03－○○○○－○○○○

【連絡先：e-mail】
○○phone@○○.○○

【検査合格年月日】
2012 年 4 月 1 日

【ソフトフォン名称・検査合格Ver名】
○○○フォン　（Ｖｅｒ１．０）

【検査合格番号】
○○ ○○○○

【変更内容】
以下に記入する事項について、表記変更を申請します。

（変更前）

（変更後）

【適合性の担保】

○	本申請により、検査当初に申告した以下に記入する内容について、一切変更・影響はありません。

（技術基準等の検査結果）
①基本的機能
②発信の機能
③識別情報登録機能
④ふくそう通知機能
⑤緊急通報に係る機能
⑥アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力
⑦データコネクト

（ソフトウェアの検査結果）
①ハードウェア等必須条件の規定
②必須条件を満たさない汎用端末へのインストール防止措置（その他これに準じる措置）
③インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置
④配布済みソフトフォンの管理

【NTT東日本 コメント欄】

NTT東日本記入

検査合格番号

検査結果	検査実施年月日	ソフトフォン適合検査実施部署
合格・不合格	年　月　日	所属：NTT東日本ITｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ部 技術部門 企画担当 担当者：

申請者情報
・NTT東日本および協力機関からの問合せ窓口の方を記入して下さい。

検査合格年月日 ・ ソフトフォン名称
検査合格番号
・表記内容変更を申請するソフトフォンの名称と、過去に検査合格した際の検査合格番号、検査合格日を記入して下さい。

変更内容
・本申請書により、変更をしたい内容を明記願います。

適合性の担保
・以下の欄に記入されている技術基準等およびソフトウェアの検査項目の試験結果については、今回のソフトウェア改修では変更がないことを確認して下さい。
・確認の上、一切の変更がない場合は、左欄に○を記入して下さい。

NTT東日本コメント欄
・申請いただいた内容に対して、ＮＴＴ東日本からのコメントがある場合は記入させていただきます。

NTT東日本記入欄
・記入しないで下さい。

【お問い合わせ】
NTT東日本ITイノベーション部
技術部門　企画担当
TEL：03－5359－2788